

木造建築物の組立て等作業主任者技能講習のご案内

木造建築物の組立て等工事を施工するときは労働安全衛生法の規定により『木造建築物の組立て等作業主任者技能講習』を修了した者の中から作業主任者を選任し、その者に当該作業の作業指揮等の職務を行わせるよう義務付けられています。

つきましては、標記技能講習を下記要領により開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお本講習は、建築士会CPDの学習プログラムの申請を行い、その認定を得ております。

記

1 講習日時及び場所

日	時	場 所
2019年 8月 19日(月)	8時50分 ~ 17時00分	大分職業訓練センター 大分市下宗方古川 1035-1
20日(火)	8時50分 ~ 17時00分	

2 定 員

45名

3 受講資格

木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは、外壁下地の取付けの作業に満18才になってから3年以上従事した経験を有する方。

〔ただし、大学、高等専門学校、高等学校において土木、又は建築に関する学科を専攻して卒業した方（卒業証明書の写しを添付）は、当該作業に2年以上従事した経験で受講できます。〕

4 受講料

- 全科目受講者 11,260円（内テキスト代 1,540円）
- 一部免除者
 - (7) 型枠支保工、足場の組立て、鉄骨の組立て等作業主任者技能講習修了証を有する方 9,640円（内テキスト代 1,540円）
 - (4) 職業能力開発促進法施行令に掲げる検定職種のうち、建築大工又はとび科に係る1級又は2級の技能検定に合格した方 8,020円（内テキスト代 1,540円）
 - (7) 職業能力開発促進法施行規則に掲げる建築科、とび科、プレハブ建築科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた方 4,780円（内テキスト代 1,540円）

5 講習内容

日程	1 日 目	2 日 目			
科 目	木造建築物の構造部材の組立て屋根下地の取付け等に関する知識	工事用設備・機械器具、作業環境等に関する知識	作業者に対する教育等に関する知識	関係法令	修了試験
時 間	8:50~17:00	8:50~12:00	12:50~14:20	14:25~15:55	16:00~17:00

6 申込方法

(1)	申込書に受講料と証明写真2枚(3.0cm×2.4cm)(6か月以内に撮影したもの)を添えて、建設業労働災害防止協会大分県支部又は建設業協会支部(建災防分会)にお申込み下さい。申込方法は窓口持参と郵送があります。郵送の場合は、受講票送付用として、82円切手を貼った返信用封筒(宛名を記入)を同封して下さい。ホームページに詳細を記載しております。
(2)	個人情報保護法により、修了証は直接本人に郵送します。簡易書留郵便用の392円切手を貼付した修了証送付用小形定形封筒(本人宛の宛先を記入)を添えてお申込み下さい。

◎ 申込者が45名に達したときは締切ります。

申込後の取消・欠席は、受講料をお返しいたしません。ただし、受講者の交代は出来ます。

◎ 所定時間に遅刻・早退した方には、修了証を交付しません。早めに来て講習前に受付を済ませて下さい。

◎ 技能講習については、録画等による実施状況の記録を行いますのでご了承願います。

◎ お弁当の販売はありませんので、各自でご準備下さい。

◆ 照会先 建設業労働災害防止協会 大分県支部 (略称：建災防)

〒870-0045 大分市城崎町 3-3-41

TEL 097(538)0745

FAX 097(538)0323

《ホームページ》 <http://www.kensaibo-oita.com/>